

環境・社会に配慮した投融資の取り組み方針の概要

1. 環境・社会に配慮した投融資の取り組み方針（以下「本方針」）の考え方

- 企業には社会の持続可能な発展への貢献が期待されており、企業の決定や事業活動が社会および環境に及ぼす影響に対し、ステークホルダーの期待に配慮し、国際規範と整合した透明かつ倫理的な行動が求められています。
- 〈みずほ〉は、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、様々なステークホルダーの期待を踏まえて、活動基盤である社会との関わりにおいて責任を十分に果たす企業行動を実践し、社会・経済の持続的な発展と社会的課題の解決に貢献していきます。
- 気候変動を含む環境問題に対しても、金融仲介機能やコンサルティング機能を発揮し、環境へのポジティブな影響の拡大とネガティブな影響の回避・低減に努めていきます。
- 社会的課題に対して適切な対応を行っている企業への資金提供や資金調達支援等（以下「投融資等」）の金融サービスの提供を行うことは、〈みずほ〉の社会的責任と公共的使命を果たすことに繋がる一方で、環境・人権課題等の社会的課題を抱え、ステークホルダーの期待に配慮した適切な対応を行わない企業と取引することのリスクを認識します。

2. 対象業務と運営方法

- 「セクター横断的に投融資等を禁止する対象」については、投融資等を禁止し、「セクター横断的に投融資等に留意が必要な対象」および「特定セクターに対する取り組み方針」については、それらの「認識すべきリスク」を踏まえ、リスクの低減・回避に向け取引先の対応状況を確認するなど、各々の業務特性を踏まえた対応を実施の上、取引を判断します。
- また本方針に基づき、主要子会社においては、各セクターの特定の取引先に対して、ESG や気候変動に伴う機会とリスクについて、中長期的な課題認識の共有を目的としたエンゲージメントも実施します。

3. 本方針に関する具体的な対応

(1) セクター横断的に投融資等を禁止する対象

〈みずほ〉では、以下に該当する事業は、環境・社会に対する重大なリスクまたは負の影響を内包していることから、投融資等を行いません。

- ・ ラムサール条約指定湿地へ負の影響を与える事業
- ・ ユネスコ指定世界遺産へ負の影響を与える事業（当該国政府及びUNESCOから事前同意がある場合を除く）
- ・ ワシントン条約に違反する事業（各国の留保事項には配慮）
- ・ 児童労働・強制労働を行っている事業

(2) セクター横断的に投融資等に留意が必要な対象

〈みずほ〉では、以下に該当する事業は、環境・社会に対する重大なリスクまたは負の影響を内包していることから、投融資等を検討する際には、リスク低減・回避に向け取引先の対応状況を確認し、慎重に取引判断を行います。

- ・ 先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業
- ・ 非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業

(3) 特定セクターに対する取り組み方針

〈みずほ〉では、特に環境・社会に対し負の影響を及ぼす可能性の高さという観点から、例えば以下のようなセクター等との取引においては、国際的な基準等を参考に、認証制度の取得状況や地域社会とのトラブルの有無等、取引先の対応状況を確認した上で取引判断を行います。

① 兵器

戦争・紛争における殺傷・破壊を目的とする兵器の製造を資金使途とする投融資等は回避します。また、クラスター弾、対人地雷、生物化学兵器についてはその非人道性を踏まえ、資金使途に関わらず、これらを製造する企業に対する投融資等を行いません。

② 石炭火力発電

気候変動は、さまざまな経済・社会的課題とも密接に結びついており、中長期的な視点での対応が必要な重要課題であると認識しています。〈みずほ〉は、総合金融グループとして、お客さま等のステークホルダーとの対話やコンサルティング機能を発揮し、脱炭素社会への移行に向けて気候変動への対応に積極的に取り組みます。また、これらの取り組みにあたっては、各国におけるエネルギーの安定供給確保の観点を踏まえて進めていきます。

石炭火力発電は、他の発電方式対比温室効果ガス排出量が多く、硫黄酸化物・窒素酸化物等の有害物質を放出する等、気候変動や大気汚染への懸念が高まるリスクを内包しています。

こうした点を踏まえ、石炭火力発電所の新規建設を資金使途とする投融資等を行いません。（運用開始日以前に支援意思表明済みの案件は除きます。）

但し、当該国のエネルギー安定供給に必要不可欠であり、且つ、温室効果ガスの削減を実現するリプレイスメント案件については慎重に検討の上、対応する可能性があります。

また、エネルギー転換に向けた革新的、クリーンで効率的な次世代技術の発展等、脱炭素社会への移行に向けた取り組みについては引き続き支援していきます。

③ 石炭採掘

石炭採掘については、適切に管理されない場合、炭鉱から排出される有害廃棄物による生態系への影響や炭鉱落盤事故による死傷者の発生等、環境・社会に負の影響を及ぼしうるリスクがあることを認識しており、投融資等を行う際には、環境に及ぼす影響および労働安全衛生等に十分に注意を払い取引判断を行います。

また、採掘方式の一つである、MTR（Mountain Top Removal、山頂除去）方式で行う炭鉱採掘事業は環境への影響が甚大であり、投融資等を行いません。

加えて、石炭等の化石燃料は、温室効果ガスの排出につながることから、気候変動に伴う移行リスクへの対応等を取引先とのエンゲージメントを通じて確認していきます。

④ 石油・ガス

石油・ガス採掘やパイプライン敷設は、石油・ガス流出事故による海洋・河川の汚染ならびに先住民族の人権侵害等、環境・社会に負の影響を及ぼしうるリスクを認識しており、投融資等を行う際には、環境に及ぼす影響および先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行います。

また石油・ガス等の化石燃料は、温室効果ガスの排出につながることから、気候変動に伴う移行リスクへの対応等を取引先とのエンゲージメントを通じて確認していきます。

⑤ パームオイル、木材・紙パルプ

パームオイルや木材・紙パルプは人々の暮らしや社会の維持に欠かせない重要な原料である一方で、生産過程で先住民族の権利侵害や児童労働等の人権課題、天然林の伐採・焼き払いや生物多様性の毀損などの環境問題がおりうることを認識しています。

〈みずほ〉は、それらの人権侵害や環境破壊への加担を避けるため、持続可能なパー

ム油の国際認証・現地認証や、国際的な森林認証制度の取得状況、先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行います。

取引期間において、違法な活動が確認された場合には早急に改善を促します。また、社会的課題に対して適切な対応がなされていない場合には、改善に向けてエンゲージメントを実施し、改善策が不十分である場合は新規の投融資等は実施しません。

加えて、当該セクターの取引先については、「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation)等の環境への配慮を定めた方針の策定や、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)の尊重を求めています。

4. 本方針に関するガバナンス等

(1) ガバナンス

外部環境変化と本方針の運用結果を踏まえて、認識すべきリスクや対象となるセクター等の適切性・十分性について、経営会議や経営政策委員会等で定期的にレビューし、方針の見直しと運営の高度化を図ります。

今般の本方針の改定につきまして、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、米州みずほは、本方針の運用体制を整備し、2020年6月1日より運用を開始します。

(2) 教育・研修

〈みずほ〉は、役職員が環境・人権課題に対する理解を深めるための啓発・研修や、役職員が関連する規程や手続きを遵守するため教育研修・周知徹底に取り組めます。

(3) ステークホルダー・コミュニケーション

〈みずほ〉は、本件取り組みにおいては、多様なステークホルダーとのエンゲージメントを重視し、〈みずほ〉の取り組みが社会の常識と期待に沿うものとなるように努めます。